

【別紙①／業務委託規約】

業務委託規約第 10 条（委託料）記載の、当社が定める委託料率は以下となります。

《業務委託 水 / 硝子 / 鍵 / 電気 / 小規模修繕 / クリーニング / 家事代行 / 庭 / 害虫・害獣 / デバリ-サ-ト / 網戸 / 共用部 案件》

当社は、パートナー店に対して、業務委託の対価として、当社へ報告した請求金額又は、顧客から支払いを受けるべき代金（消費税及び地方消費税を含む総額とします）のうち作業代金の60%、部品代金の85%に相当する委託料（消費税及び地方消費税を含めた金額且つ1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとします）をお支払いします。

《業務委託 自転車 / ミニミニ鍵交換 案件》

当社は、パートナー店に対して、業務委託の対価として、当社へ報告した請求金額又は、顧客から支払いを受けるべき代金（消費税及び地方消費税を含む総額とします）の100%に相当する委託料（消費税及び地方消費税を含めた金額且つ1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとします）をお支払いします。なお、本案件でお支払いする委託料から制度運営費が差し引かれることはありません。

《業務委託 クロス 案件》

当社は、パートナー店に対して、業務委託の対価として、当社へ報告した請求金額又は、顧客から支払いを受けるべき代金（消費税及び地方消費税を含む総額とします）の70%に相当する委託料（消費税及び地方消費税を含めた金額且つ1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとします）をお支払いします。

《業務委託 パソコン / レッカー / その他 案件》

当社は、パートナー店に対して、業務委託の対価として、当社へ報告した請求金額又は、顧客から支払いを受けるべき代金（消費税及び地方消費税を含む総額とします）の80%に相当する委託料（消費税及び地方消費税を含めた金額且つ1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとします）をお支払いします。

《業務委託 定期点検 案件》

当社は、パートナー店に対して、業務委託の対価として、案件ごとに当社が定めた委託料を承諾し作業完了した場合、取り決めを行った委託代金（税込）の100%に相当する委託料（消費税及び地方消費税を含めた金額且つ1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとします）をお支払いします。なお、本案件でお支払いする委託料から制度運営費が差し引かれることはありません。

【別紙②1-1/制度運営費除外案件】

下表に定める業務委託案件について、第12条で定める制度運営費を差し引かずに委託料をお支払いします。なお、委託料の金額は、第10条及び別紙①の定めに基づきます。

イベントID	イベント名
3766	株式会社ナック
5354	株式会社レオパレス（スポット手配）
4746	ALSOKスポット（ALSOKファシリティーズ株式会社）
5109	株式会社シェアリングエネルギー（スポット太陽光点検）